

## 議案第26号

### 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例

幕別町子育て支援センター条例（平成13年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第6号の事業については、幕別子育て支援センターに限る。

第3条第1項に次の1号を加える。

#### (6) 乳児等通園支援事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23号の規定に基づき、満3歳未満の乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児の保護者の心身の状況及び生活の場を与え、当該乳児又は幼児の保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う。

第4条の見出しを「（事業の利用の承認及び認定）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第1項第6号による乳児等通園支援事業を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の15の規定に基づく認定を受けなければならない。

第5条の見出しを「（事業の費用負担）」に改め、同条第1項中「よる特別保育事業」の次に「並びに同条第1項第6号による乳児等通園支援事業」を加え、「特別保育事業」を「、事業」に改める。

別表特別保育料の項の次に次のように加える。

乳児等通園支援事業利用料	1人1時間当たり	300円
--------------	----------	------

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、この条例を施行するために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。